

平成25年度

— 第4回（定例・臨時） —

## 教育委員会会議録

開 会	平成25年 5月30日	午前 午後	2時30分			
閉 会	平成25年 5月30日	午前 午後	3時35分			
会議場所	教育委員室					
委員出欠	松村佳子	出	花山院弘匡	出	佐藤 進	出
	森本哲次	出	藤井宣夫	出	富岡将人	出
議事録署名	教 育 委 員 長					
委 員	教育委員長職務代理者					
書 記	奈良県教育委員会事務局 企画管理室					

議案及び議事内容	結果
<p>次 第</p> <p>議決事項 1 第 6 3 回奈良県教職員永年勤務者表彰式の実施について（秘密会）</p> <p>議決事項 2 平成 2 5 年度奈良県産業教育審議会委員の委嘱及び任命について（秘密会）</p> <p>議決事項 3 平成 2 5 年度奈良県社会教育委員の委嘱について（秘密会）</p> <p>報告事項 1 平成 2 6 年度奈良県立青翔中学校入学者選抜実施要項について</p> <p>報告事項 2 平成 2 6 年度奈良県立高等学校入学者選抜実施要項について</p> <p>報告事項 3 平成 2 5 年度奈良県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について</p>	<p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>承 認</p> <p>承 認</p> <p>承 認</p>
<p>○松村委員長「ただ今から、平成25年度第4回定例教育委員会を開催いたします。本日は、委員全員出席しており、定足数を充たし委員会は成立しておりますので、これより委員会を開催いたします。」</p>	
<p>○松村委員長「まず、はじめに前回の定例教育委員会会議録の承認についてです。」</p> <p>「お手元に配布の前回の定例教育委員会会議録について、各委員内容をご確認ください。」</p> <p>「ご承認を頂けますでしょうか。」</p> <p>※ 各委員一致で承認</p>	<p>承 認</p>
<p>○松村委員長「議決事項 1 第63回奈良県教職員永年勤務者表彰式の実施について、議決事項 2 平成25年度奈良県産業教育審議会委員の委嘱及び任命について、議決事項 3 平成25年度奈良県社会教育委員の委嘱については、人事に関することから、秘密会において審議すべきものと考えます。委員の皆様にお諮りします。いかがでしょうか。」</p> <p>※ 各委員一致で可決</p>	<p>可 決</p>
<p>報告事項 1 平成26年度奈良県立青翔中学校入学者選抜実施要項について</p>	
<p>○松村委員長「それでは、報告事項 1 『平成26年度奈良県立青翔中学校入学者選抜実施要項』について報告願います。」</p> <p>○教育長「平成26年度に初めて募集を行う奈良県立青翔中学校について入学者選抜実施要項を定めましたので、概要につきまして、理事よりご報告いたします。」</p> <p>○理事「昨年度末に奈良県立青翔中学校の設置を決定していただき、管理運営規則の整備も行わせていただきました。後は、募集を行って入学者を決定するのみとなります。</p> <p>現在は、先日お配りしましたリーフレットを利用して、各市町村の校舎長やPTA協議会総会の折に、説明をしています。6月15日に青翔高校で学校説明会を開催します。5月29日現</p>	

## 議案及び議事内容

在の状況で約80名、内訳は生徒が40名、塾関係者も2団体参加予定です。その後、7月、8月には、高田、王寺、檀原に3会場を設けて地区別説明会を実施する予定です。

それでは、入学者選抜実施要項のポイントとなる点を中心に説明いたします。

応募資格については、高校入試と同様に、奈良県内に居住していることを基本とします。県外の方でも手続きを行うことで出願が可能となります。募集人員は、1クラス40名とします。通学区域は、県下全域となります。出願手続きの方法については、専願扱いとなります。また、願書の提出は、郵送を基本とし、青翔高校の窓口へは最後の3日間のみとします。県内私立中学校の合格発表の多くが1月29日までに発表されると考えられることから、1月29日を締切としました。入学願書の配布は青翔高校と学校教育課で行います。

検査は2月1日（土）に青翔高校で行います。検査内容としては、2つの適性検査と面接を実施します。適性検査1は主に言語と社会に関係する内容とし、適性検査2は主に自然や数理に関係する内容とし、適性検査1は100点、適性検査2は150点満点とします。面接については集団面接とし、1グループ20分程度とし、配点は50点満点とします。

入学者の選抜方法は、適性検査1と2、面接の結果及び参考資料としての調査書を資料として総合的に判定を行います。

合格発表は、2月4日（火）に、学校での受検番号の掲示ではなく郵送による発表とします。

入学予定者の手続きですが、市町村立中学校に入学しない旨を地教委に連絡する必要があります。こちらについては保護者に手続きを行っていただきます。

県外からの出願方法については、高校入試と同様の手続きを考えております。

調査書作成要領ですが、調査書の様式は他府県の場合とほぼ同様の形式になっています。中学校につながる成績ということから小学校6年生の学習成績の内容等を中心に記載していただきます。参考資料であり点数化はいたしません。

続いて、提出していただく書類の様式についてご説明いたします。様式1が願書になります。入学検査料は2,200円であり、県の収入証紙により納入していただきます。記載項目は高校入試とほぼ同様となっております。様式2が調査書になります。記入例にあるように、各教科については観点別学習状況をA・B・Cで記入していただき、3・2・1の評定を記入していただきます。様式3が県外等から出願する場合に必要な入学志願許可申請書となっております。様式4が欠席届になります。1検査を受検しなかった場合も欠席扱いとなります。」

○松村委員長「ただいまの件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。」

○佐藤委員「教育委員会として説明会を行い80名来る予定とのことですが、高倍率になればすごいことですね。定員以上で競争してもらうのはいいことですね。」

○松村委員長「理数を選びたいという子どもさんが多いのですか。」

○理事「それよりも、まだ学校自体を認知されていないのが現状です。各地区のPTA総会に向いて周知しています。何度も何度も説明に行って周知しています。」

○教育長「人気がどうなるのかは、5～6年先まで見てみないと分かりません。」

○松村委員長「他にご意見がないようですので、承認してよろしいか。」

※ 各委員一致で承認

○松村委員長「報告事項1については承認いたします。」

報告事項2 平成26年度奈良県立高等学校入学者選抜実施要項について

## 議 案 及 び 議 事 内 容

○松村委員長「それでは、報告事項2『平成26年度奈良県立高等学校入学者選抜実施要項』について報告願います。」

○教育長「平成26年度奈良県立高等学校入学者選抜実施要項を定めましたので、概要につきまして、学校教育課長よりご報告いたします。」

○学校教育課長「入試日程については、中学校と高等学校それぞれの、校長会及び教頭会の代表と、校長会の進路担当の代表等により構成されている『県立高等学校入学者選抜に関する連絡協議会』において、5月27日（月）に協議された内容に基づき、決定しています。特色選抜の日程については、面接や実技検査など、多様な検査が行われるため、検査日を2日設定しています。

次に、応募資格については、保護者と共に県内に居住している者で、要件に該当するものとなります。

特色選抜についてですが、特色選抜は、全日制課程の全ての専門学科及び普通科の特色あるコースで実施します。検査は、県の教育委員会が問題を作成する学力検査と各実施校が作成する検査の2種類を実施します。学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科から、各高等学校が原則として3教科を選択して実施します。実施校が作成する検査には、学校独自検査、面接、実技検査の3種類があり、ここから各実施校が1つ以上を選択して実施します。

入学者の選抜は、調査書成績、検査成績等の得点の合計点の多い者から順に合格者とするを原則とします。なお、平成24年度入学者選抜から導入いたしました「調査書の特別な取扱い」ですが、これは、特色選抜と一般選抜において中学校での部活動や特別活動など、調査書に記載された活動の記録を点数化して調査書成績に加算し、募集人員の1割を上限として合否を判定する制度でございます。

一般選抜についてですが、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の学力検査を実施し、調査書成績と検査成績を用いて合否を判定することとしています。なお、面接については、教育長の承認を得て、実施することができることになっています。

二次募集についてですが、平成24年度入学者選抜から、国語、数学及び英語の3教科の学力検査と面接を実施し、調査書成績と検査成績を用いて合否を判定することとしています。

県立大和中央高等学校の入学者選抜についてですが、定時制課程については、A選抜を特色選抜と同日程で実施し、B選抜を二次募集と同日程で実施します。検査は、国語、数学、英語の学力検査及び面接を実施します。

県立十津川高等学校連携型中高一貫教育に関する入学者選抜についてですが、県教育委員会が作成した特色選抜の学力検査を使用して、国語、数学及び英語の学力到達度調査を実施し、面接の際の資料とします。

帰国生徒等特例措置についてですが、海外から帰国した生徒や外国人生徒等で一定の条件がそろえば応募できるものです。特色選抜と同日程で実施しますが、検査は、数学と英語の学力検査と作文及び面接を行います。

定時制課程成人特例措置についてですが、成人の方を対象として定時制課程における一般選抜、二次募集及び大和中央高校入学者選抜において実施します。検査は作文と面接になります。」

○松村委員長「ただいまの件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。」

○花山院委員「帰国子女特例は二階堂高等学校ですか。また、どれくらい受検していますか。」

○学校教育課長「二階堂高等学校、高取国際高等学校、法隆寺国際高等学校の3校で実施しています。法隆寺国際高等学校が2名、高取国際高等学校で2名、併せて4名受検しておりまして4名合格となっております。」

○松村委員長「1次募集と2次募集がありますが、大学のように1次募集と2次募集であらかじめ定員を割り振っているのですか。」

## 議案及び議事内容

○学校教育課長「1次選抜を実施して欠員を生じた場合に、2次募集を行うことになっております。今年度は10校14学科コースで2次募集を行っております。」

○松村委員長「2次募集用の入試問題はあらかじめ用意してあるということですね。」

○花山院委員「例えば受検前に骨折したら時間を延長したり、問題用紙を大きくしたりということがあると思いますが、要項では出てこないのですね。」

○学校教育課長「配慮受検が必要な生徒については中学校の校長先生から教育委員会に連絡を頂いて高等学校と連携をとって、文字の拡大や時間の延長、別室受検等の措置をしております。」

○松村委員長「私学のように定員プラスアルファの合格者を出すことはないのですね。定員どおりですね。」

○学校教育課長「そのとおりです。」

○松村委員長「他にご意見がないようですので、承認してよろしいか。」

※ 各委員一致で承認

○松村委員長「報告事項2については承認いたします。」

### 報告事項3 平成25年度奈良県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について

○松村委員長「それでは、報告事項3『平成25年度奈良県教科用図書選定審議会に対する諮問事項』について報告願います。」

○教育長「前々回に議決事項として提出したもので、それに関連して私の方からも質問をしました。5月16日の第1回奈良県教科用図書選定審議会において、審議会に対して行った諮問事項について、学校教育課長よりご報告いたします。併せて質問に対する答えもしてもらいます。」

○学校教育課長「前々回の定例教育委員会において、新設される県立青翔中学校の教科書採択に関して、あらかじめ選定審議会の意見を聞く必要があるのかということについて、ご質問をいただきました。

市町村立及び国立・私立の義務教育諸学校で使用する教科書は、『義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』第13条1項に基づき、県教育委員会が選定審議会の意見を聞いて行う指導・助言・援助により、市町村教育委員会及び国立私立小・中学校長が教科書を採択することとなっています。例えば、県立青翔中学校が設置される御所市の市立中学校の教科書は御所市教育委員会が採択しております。さらに法の規定により、同一の教科書を採択する期間は4年と定められており、中学校用教科書は平成23年度に採択替えが行われたことから、新設される中学校が市立中学校の場合は、平成27年度使用教科書までは、御所市立中学校が使用している教科書と同じものを御所市教育委員会が採択することとなります。

一方、県立の義務教育諸学校の教科書採択については、あらかじめ選定審議会の意見を聞いて種目ごとに一種の教科書を県教育委員会が行うものと定められております。また、併設型中高一貫校については、学校ごとに教科用図書の採択を行うことができるとされており、青翔中学校はこれに該当します。このことから、青翔中学校の教科書は御所市立の中学校用として採択されたものを使用するのではなく、県教育委員会が新たに選定審議会の意見を聞いた上で、採択することとなります。

このことも受けまして、去る5月16日に開催いたしました第1回奈良県教科用図書選定審議会において、審議会に対して行った諮問事項についてご報告いたします。

## 議案及び議事内容

今回採択を行うのは、特別支援学校小・中学部、小・中学校特別支援学級で使用する教科書と、県立青翔中学校で使用する教科書についてです。前々回の定例教育委員会でご審議いただいた諮問事項について、継続して検討を行い、大きく1件の事項として諮問していたものを、2件の具体的な内容に分けて整理をさせていただきました。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により、市町村教育委員会及び国立・私立学校の校長が行う教科用図書の採択に関して県教育委員会が行う指導、助言又は援助について、また、県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択についての2件の事項でございます。

(1)では教科書の採択に当たって、採択権者が留意しなければならない事項である県教育委員会の作成する採択基準及び選定に必要な資料である選定資料が、県教委が行う採択のための資料及び市町村教育委員会に対する指導、助言、援助のための資料として適切であるかどうか検討する必要があるため、採択基準と選定資料について諮問いたします。

次に(2)では、県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に当たっては、あらかじめ選定審議会の意見を聞く必要があるため、県立青翔中学校及び県立特別支援学校小・中学部の平成26年度使用教科用図書の採択について諮問いたします。

採択基準と選定資料については、選定審議会の答申をいただき、次回の定例教育委員会で提案させていただき予定にしております。また、2回目の選定審議会を7月半ばに開催し、青翔中学校及び特別支援学校小・中学部の選定した教科書について意見を頂き、採択してまいる予定にしております。」

○教育長「採択基準及び選定資料の指導、助言、援助なのか、意見を聞くなのか2つに分かれるべきものが明確になされていなかったのが、今回報告のとおり明確に分けております。」

○森本委員「採択替えの年度というのは、変わる年度ですか、検討する年度ですか。」

○学校教育課長「これは検討する年度であり、翌年度から変更になります。」

○松村委員長「他にご意見がないようですので、承認してよろしいか。」

※ 各委員一致で承認

○松村委員長「報告事項3については承認いたします。」

### その他報告事項

○松村委員長「この他に報告・連絡事項等はありませんか。」

○教育長「その他報告事項が2件ございます。人権・地域教育課長から1件、生徒指導支援室長から1件、続けて報告いたします。」

#### 1 平成25年度管理職「人権教育」研修講座の開催について

○人権・地域教育課長「平成25年5月20日(月)、県立教育研究所におきまして、『平成25年度の管理職〔人権教育〕研修講座』を開催しました。奈良市を除き、県内公立小・中学校、県立学校の管理職248名の参加がありました。当日、出席できなかった学校については、資料を送付し研修内容を周知しています。

今年度は研修講座のテーマを、『人権尊重の視点に立って、今、地域と共にある学校づくりを進める』とし、前半の全体研修では文部科学省『人権教育の指導方法等に関する調査研究会議』委員であり、伊賀市立柘植中学校の前校長の栗原氏より、『人権が大事にされる家庭・地域と共

## 議案及び議事内容

にある学校づくり』と題して、ご講演いただきました。本県で進めている『学校コミュニティ』の取組を人権教育の視点から考える機会となりました。

後半はグループ研修ということで、4～5人のグループに分かれて実際に地域と共にある学校について、人権尊重の視点に立った姿はどういうものかというテーマで意見交換を行いました。

報告書に記載している以外にも、『管理職自らが地域の人と深くつながっていることで、人権尊重の視点に立った実践が創り出せる』『情報発信の重要性と教職員の地域連携に対する意識改革の必要性を感じる』等を確認する機会となりました。今後、引き続きそれぞれの校長会で伝えてまいります。」

### 2 いじめの問題の解決に向けた取組の状況について

○生徒指導支援室長「いじめの問題について昨年度の状況を県独自に調査しました。調査期間は昨年度3月31日までです。県内の国公私立の小中高等学校全ての学校及び特別支援学校を対象にしました。小学校で4,777件、中学校で2,282件、高等学校で470件、特別支援学校で18件、合計7,547件のいじめを認知しました。年度末で解消率が97.2%となっております。その内、いじめの重大な事案つまり生命及び身体の安全が脅かされる恐れのある事案は全体で22件ございました。年度末の状況では小学校で1件、中学校で1件、継続した指導が必要ということで、未解消となっておりますことから全体では解消率は90.9%となります。この調査は9月にまず中学生高校生全員を対象にしたアンケート調査を実施しました。その時点で把握したものが6,781件です。調査時点で解消の状況が67.7%であり、その事象につき継続して取組いただき12月、3月にも状況を確認したところ、97.6%まで解消しました。また、12月調査の時に、9月調査以降判明したいじめがございます。合計505件です。12月時点では87.5%、3月末時点で94.7%の解消になっています。加えて12月以降3月末までに認知されたいじめが261件あり、それについて90.8%まで解消となっています。公立小学校及び中学校及び、小中をあわせたものの認知件数及び解消率も示させていただきます。細かな事象も含めて把握に努めその解消を目指していただきました。若干まだ未解消のものが残っています。継続した指導や見守りも含めて取り組んでいただいております。なお、このことを明日報道発表したいと思っております。」

○花山院委員「生徒指導の結果は先生方が努力されてご苦労されて解消されているようで、隠し立てのない丁寧な数字の発表だと思います。その中で特に生命及び身体の安全が脅かされるという重大な事案について、高校が解消率100%で中学が93%、小学校が75%で先生方のご努力には本当に頭が下がりますが、小学校の解消率が75%となっていることについて、説明をしていただきたいと思っております。」

○生徒指導支援室長「小学校は4件中3件までが解消で75%となっています。事象の中身としては、叩かれたり、死ねなどいやなことをいわれ続けた、さらには、性器を見せろとすることに及んでかなり深刻な状況でありました。そのため、学校としては重大だと捉えて、加害とされる児童に対して継続的に指導いただき、被害児童の心のケアに努めていただき、幸い現在では元気に学校に登校しており解消と言えると判断いただきました。

残りの1件ですが、実は3月末まで、クラス内のことだったのでクラス編制を工夫されて現段階では元気よく登校できており、解消と言えるという報告を頂いています。

また、中学校で1件と申し上げました。新聞報道された、より深刻な状況がありましたがこれについてご説明しますと、いじめやかからかい、悪口を言われたことからその生徒がストレス障害という診断をされました。現在も不登校の状況が続いており、学校としては心理支援あるいは学習支援を個別に対応を続けていただいておりますが、まだ学校復帰ができていない状況です。そういったことから重大な事象として継続して指導いただいております。高等学校等でも解消はしていますが深刻な暴力があった事象でしたので学校としては重大事案と捉えております。」

○花山院委員「小学校は、現在では先生方の努力で100%解消しているということですね。」

## 議案及び議事内容

○佐藤委員「継続して調査されてますが、繰り返し調査して、出たときに認知して解消、解決していく。そういう繰り返しの中で生徒の規範意識は高まってきているのですか。」

○生徒指導支援室長「意識に関する調査については行っていません。ほとんどの学校ではいじめの事象をつかまれたときに、人権、道徳的な意識のための全体的な指導、ホームルーム・学級での指導に取り組んでいただいております。そういうことを踏まえて、事象がなくなった、解消したという報告を頂いているケースも多々ございます。ただ、解消できないものの中にはどうしても、アンケートをやり、個別に聞き取っても、加害が特定できないので継続して見守るといったものやあるいは高校3年生や中学3年生になりますと継続していましたが、卒業してしまっただけで打ち切ったということで未解消という報告を頂いているものもございます。」

○佐藤委員「先生方は大変だと思います。」

○松村委員長「他にございませんか。」

○松村委員長「では、次に秘密会に入ります。」

議決事項1 第63回奈良県教職員永年勤務者表彰式の実施について（秘密会）

議決事項1について教育長、教職員課長から説明があり各委員一致で可決された。

議決事項2 平成25年度奈良県産業教育審議会委員の委嘱及び任命について（秘密会）

議決事項2について教育長、学校教育課長から説明があり各委員一致で可決された。

議決事項3 平成25年度奈良県社会教育委員の委嘱について（秘密会）

議決事項3について教育長、人権・地域教育課長から説明があり各委員一致で可決された。

○松村委員長「本日の議案は全て終了いたしました。この他に報告、連絡事項等はありませんか。」

○松村委員長「それではこれもちまして、本日の委員会を終了します。」